

# 定期報告簡易フローチャート

※詳細な操作方法については、静岡県ホームページ医療政策課『医療情報機能提供制度ページ』内に掲示されているマニュアルを御参照ください。

## 1 G-MISにログインする

ブラウザのアドレス欄に「https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/」を入力する。または、検索サイトで「G-MIS ログインページ」を検索する。

厚生労働省から通知されたユーザ名 (=ログインID)、設定したパスワードを入力しログインする。※① G-MIS を選択し、医療機関毎のページへログインする。※②

## 2 定期報告入力画面へ移動する

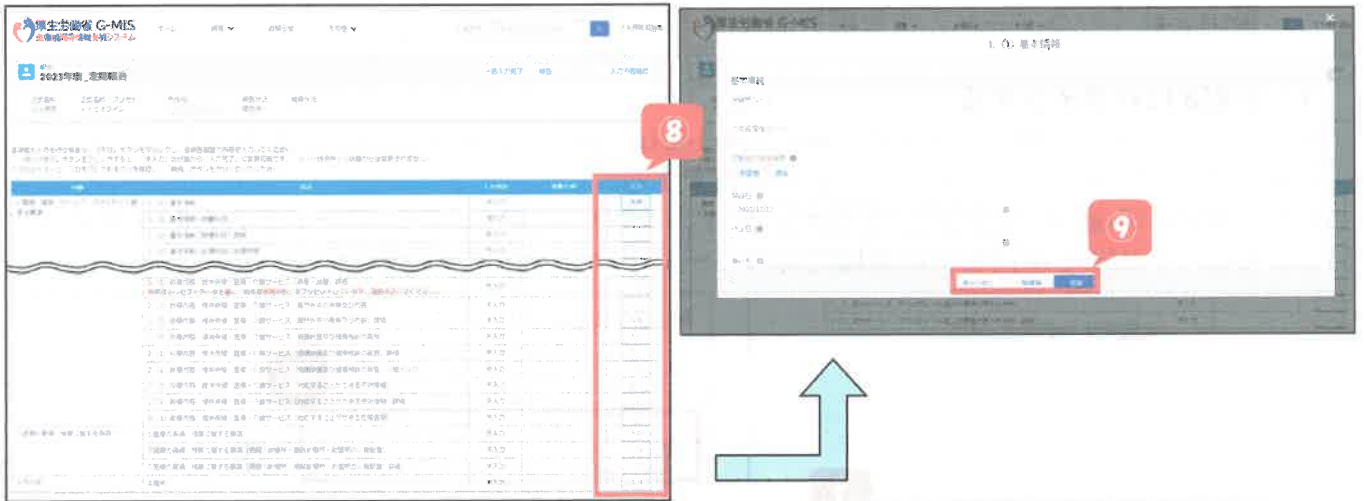
G-MIS 画面をスクロールし、「医療機能情報提供制度 (緑色アイコン)」を選択する。※③  
「新規報告」を選択し※④、「OK」を選択する。※⑤

【初回のみ】保険医療機関番号確認画面で、保健医療機関番号を入力しデータベースと照合※⑥、「OK」を選択することで※⑦、前年度のレセプト情報等が事前入力されます。(病院・診療所のみ対象)

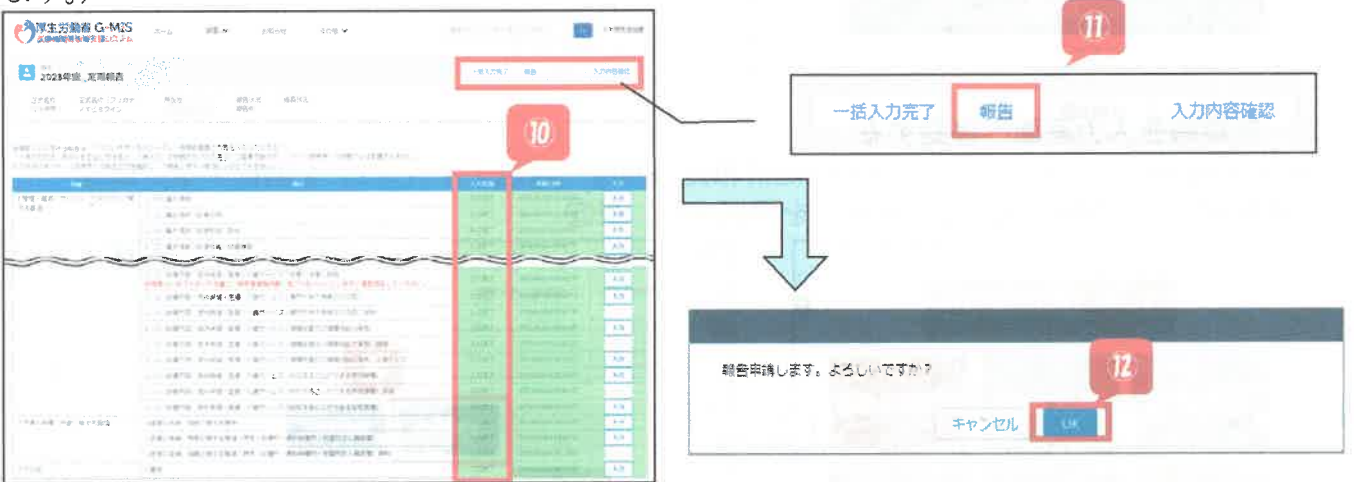
保険医療機関番号が不明等の理由で入力できない場合、「スキップする」ボタンをクリックし調査票入力画面に遷移します。

### 3 医療機能情報を入力する

項目別の「入力」を選択し※⑧、各項目を入力後、「登録」を選択する。※⑨（入力エラーが存在する場合、登録完了しませんので、御注意ください）



全ての項目で入力状況が「入力完了」になるまで入力する。※⑩  
 入力完了後、「報告」を選択し※⑪、「OK」を選択する。※⑫（「入力内容確認」で入力した内容の確認が出来ます。入力した情報は、一般向けに公表されますので、内容の御確認をお願いします。）



「報告申請登録しました。」と表示され※⑬、報告状況報告済※⑭とステータスが更新されていれば、定期報告完了です。



定期報告は、静岡県・政令市で入力項目確認・承認後、「医療情報ネット」に反映されます。

## ログイン ID 発行状況の確認

## 〔令和5年5月31日以前に開設した医療機関〕

- 1 11月6日以前からG-MIS ログインIDを既に所持している医療機関  
既存のIDで定期報告を実施してください。
- 2 11月6日にG-MIS ログインIDが発行・通知されている医療機関
  - ①パスワード設定をした医療機関  
設定したパスワードを使用し、G-MISにログイン、報告をしてください。
  - ②パスワード設定をしていない医療機関  
11月6日のメールからパスワードを設定し、ログイン、報告をしてください。
  - ③パスワードがわからない、通知メールを紛失した医療機関  
G-MIS ログインページの「パスワードをお忘れですか？」からパスワード再設定を実施してください。ユーザ名が不明な場合は、所管の保健所・医療政策課へお問い合わせください。
- 3 G-MIS ログインIDの通知メールが届いていない医療機関
  - ①ID通知メールが送付されていない医療機関  
メールアドレス等の不備により通知メールが送付されていない医療機関を対象に、令和5年11月20日付けで通知しておりますので、通知を参考に新規ID申請を実施してください。

厚生労働省ホームページから新規申請が可能です  
医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）→ G-MIS 新規ユーザ登録申請について [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

- ②それ以外の医療機関  
G-MIS 事務局からのメールを再度御確認ください。（迷惑メールに分類されている等の報告があります。11月6日の通知を御確認ください。メールが確認出来ない場合は、上記2-③にて対応してください。）

## 〔令和5年6月1日以降に開設した医療機関〕

「医療ネットしずおか」に記入された情報を元に、新規ID発行を実施しております。  
G-MIS 事務局からの通知をお待ちください。

- ※G-MIS ログインIDの発行状況がわからない医療機関  
発行状況がわからない場合は、所管の保健所・医療政策課へお問い合わせください。

## 医療機能情報提供制度定期報告関連ページ一覧

医療機関等情報支援システム (G-MIS)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00130.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html)

医療機能情報提供制度 医療機関向けページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

G-mis ログインページ

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

医療機能情報提供制度にかかるマニュアル一覧 (静岡県ホームページ)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1057543/index.html>

## お問合せ先一覧

保健所名	所在地	電話番号 (FAX 番号)	所管市町
賀茂保健所 地域医療課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2052 (0558-24-2169)	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町
熱海保健所 総務課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9107 (0557-82-9131)	熱海市、伊東市
東部保健所 地域医療課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2076 (055-920-2194)	沼津市、三島市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国市、 函南町、清水町、長泉町
御殿場保健所 医療健康課	〒412-0039 御殿場市竈 1113	0550-82-1224 (0550-82-4345)	御殿場市、小山町
富士保健所 医療健康課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2659 (0545-65-2288)	富士市、富士宮市
静岡市保健所 生活衛生課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3159 (054-209-0540)	静岡市
中部保健所 地域医療課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9273 (054-644-4471)	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、 川根本町
西部保健所 地域医療課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2793 (0538-37-2224)	磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、御前崎市、 菊川市、森町
浜松市保健所	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目 11-2	053-453-6135 (053-453-6124)	浜松市
保健総務課			
浜北支所	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢 3000	053-585-1172 (053-585-3671)	
医療政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2417 (054-251-7188)	